

【質問】 認知症基本法について教えてください。

(73歳、女性)

認知症基本法

【回答】 認知症の人が自身の尊厳を保ち、希望を持って暮らせるようにするため、昨年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(認知症基本法)が成立し、今年1月1日に施行されました。全37条からなり、「認知症の人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思で日常生活、社会生活を営むことができる」などの七つの基本理念を掲げられています。それを実現するた



めは、行政を通じて認知症の人が社会で活躍するための基盤をつくっていくことが、強

尊厳保ち暮らせるように

め▽国民理解の増進▽バリアフリー化の推進▽社会参加の機会の確保▽意思決定の支援、権利利益の保護ーなど、8項目の基本的施策を打ち出しています。国や地方公共団体の責務などについての条文もあります。これか

く求められます。来年には高齢者の5人に1人が認知症患者になるともいわれています。認知症になることはマイナスだと考えられがちですが、認知症の人が希望を持って暮らせる社会をつくる

基盤づくり 行政の役割

く求められます。来年には高齢者の5人に1人が認知症患者になるともいわれています。認知症になることはマイナスだと考えられがちですが、認知症の人が希望を持って暮らせる社会をつくる

め重要です。そのためにも、同法を通じて、国民一人一人が認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人に対する理解を深めることで、誰もが適切な行動を取れるようになる必要があります。地方公共団体の役割

は重要です。適切な医療、福祉・介護のサービスを提供し、認知症になってもできるだけ今までと変わらない生活を維持し、その尊厳を守る環境を整備しなければなりません。また、地域の人々への啓発や相談の場を、より積極的につくっていくかなければなりません。政府には、施策が確実に遂行されるよう積極的に財政支援を行うことが求められます。

同法の施行により、認知症になることを必要以上に恐れるのではなく、たとえ認知症になっても「尊厳を持って最期まで穏やかに安心して暮らしていける」そんな時代となることを期待しています。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。